

勞健綜合韓部論

我國の特殊事情

然の組織的意味では、言ふ
れば少くとも、習性、氣
では、その傳統を繼承して
て差支へないものである。
なく、歐洲の先進諸國の營
多小國に依つて趣向を異に
被れ、共濟組合的傳統の
ものである。ところが、我
は、全然大體が無効とな
佐官石工等の所謂建設工
人の間には、共濟組合の
とも認めらるるが、何處で
統も現時の勞働組合に傳へ
ない。同じ共濟組合と同
外國の夫婦は、相當組織的
つ時に依つては、雇主との
約的役割を務める形跡も見
のであるが、我國に於ては
れがなく、坑夫、醸造工等

練職工は、その職業に對する條件の向上に就ても、一層

を争はんと持つて居らない中で、最も早く機械化された業界特に紡糸業は、紡糸工場と生産組合の発達を要しない。紡糸業の大部分は、幼稚園の従業員の大半であり、移動労働者であり、移動労働者であり、且つ獨立の生産者である。職工組合の発生する現状に至つたのは、明治維新後露露戦役以後の事である。紡糸業を必要とする新しい紡糸業が、足りず、他の機械工業が不足した爲に、職工組合の運営が確立した。三年頃から現はれたが、明らかに終つたこの點は後からも知れない。

來ない事が、第二の

、我が國の勞働生した。明治時代は、洲大戰前迄は、有機體で、共に熟達したもので、我國固有的傳統は殆んどない。要するに、我國は粗工業から上階級を發生せし時精工業に轉じて、所謂「產物」なる爲め、強張りである。この點上に占むる地盤上の歴史が我が國を見受けること特色である。

14.4

廿年の國慶、慶應年間から西洋機工が
さりし小澤辨なる人が、職工組合の必
用を感じて運動を起し、同年二月廿四日
日本東京兩國の井手村棟に於て第一回
の相談會を開いたところ、會の半に至
て開宴が始まり、何の打合せも出来ず
散會後は立派に連席に就ひ申込むと
いふ醜態を演じ失敗に終つた。以て當
時の氣氛が分かる。

明治廿二年になつて、小澤氏等の努力
漸く報され、同年六月、石川島造船所
所、陸軍造兵廠、田中機械製造所、鐵
道局等に從事する機工を糾合して同問
工組合と稱する組合をつくつた。この
規約を見ると、第一條に「當組合は機
關部、鐵工（施設、鑄鐵、機械、煉鐵、
木形、錫物）を以て組織す」とあり、
第三條に「當組合は各工場主との糾合を
結び、雇主被雇人の關係を調理し兩
者の便役を謀る」とあつて、團體協約
と勞資協約の目的とし、第七條に「當組
合は定期に機工を擴張し、積立金の額を
そ一萬圓に達する程度にし、一の工
場を設け、職工、志願者の技術練習用と
なし、又組合員の被雇工場休工中の工
場に供す」と規定して、仲々用意周到で
なる態度を示して居る。これは確かに
職工組合としての資格を有する組合であ
つたが、惜しいことに、前記工場中

で積立金を没収したといふ風説が立ち、その結果、幾月を経たず積立金を分配して解散して終つた。當時の職工が如何に幼稚であったかゞ分かるのである。

其後、明治川年四月、職工業友会なるものが設立された。これは、米國に於いて勞働したいつゝあつた城島太郎、澤田牛之助、兩氏が歸朝して組織したのである。米國労働組合の影響によつたものであつて、純然たる職工組合を基盤のものであつた。この労農女労働組合に入りとなつて、明治川年七月、東京及近畿の期成會が組織された。この期成會に加入した鐵工千百八十四人は鐵工組合を組織したが、明治川年九月には五千四百人の組合員を有し、東京及近畿の大工場を網羅するに至つた。ところが明治川年になつて早くも衰退の兆が現はれ、川四年になつて遂に解散する結果になつたのである。

日本本の労働組合運動が、先駆的工の多數を擁する鐵工の間に起きたことは興味あることであるが、然し、彼等の間から眞に組合を指導し得る幹部を充分輩出せしむることは出来なかつた。

この鐵工組合運動にしても、高野房太郎、新聞記者、片山満同、佐久間真一、印刷刷社長、島田三郎（政治家）等の直接間接の指導援助

受け、片山・高野氏の如きはそ
務長であつた。労働者の自覺心
その中から立派な幹部を出すこと
來なかつた。未だ然な状態が、鐵工組合
僅々三四四年で滅ぼしめた最大大事
語るものであると言はねばならぬ
其他の組合運動

情を合する。の底
らす。明治卅一年、明治廿九年に於ては、全く影を見
たのである。
明治廿九年に於ては、組合が在り、明治三十一年ストライキで勝利を得て、會員増加はあり、日英海關最後最初の不景氣襲來した爲め、勞働組合運動は漸く衰退し、殊に、明治四十三年の大選事件以来は、全く影を見
留めることが出来ない様となつた。
以上の如く、明治時代の組合運動は、主として、工場工場の船頭が現
れたけれども、盡く未成熟したかが
た。この時代に於ける組合は、紡織工業を
主とするものであつたけれども、職業的中間から、組合を指導する専部
会が出て、出でても甚だ少く、多くは、外部の智識階級、名士の指導協助を受
けた。その結果、職工組合主義に徹底
出来ず、多くは政治的、思想的色彩を持つ様になつたことか、その大成しなかつた一原因である。何れの國でも、職工組合時代に入つた当初には、労働者
以外の指導者が必要としたことは、共
通の事實であるが、日本ではそれ
が過ぎだしかつた様である。さて以上の
特殊事情は、組合運動にどんな影響を與
へたのであるか。以下次號

ものであると言はれ

明治卅三年、治安警察法發布されて
警備組合にて統一する。但し、日本は、